

産業廃棄物焼却施設及び産業廃棄物管理型最終処分場に係る
ダイオキシン類検査業務仕様書

1 目的

産業廃棄物焼却施設及び産業廃棄物管理型最終処分場に係るダイオキシン類検査業務の委託について、その細則を定めるものとする。

2 検査項目

- (1) 産業廃棄物焼却施設に係るもの
排出ガス中のダイオキシン類、一酸化炭素及び酸素
- (2) 産業廃棄物管理型最終処分場に係るもの
 - ア 放流水中のダイオキシン類
 - イ 地下水中のダイオキシン類

3 検査対象施設

令和7年度 産業廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類検査業務対象施設一覧

No.	設置者名	設置場所	排出ガス
1	第一ビル工事(株)※	都城市高城町四家字蓑野 1852 番 4	○
2	(株)都城北諸地区清掃公社※	都城市安久町 3567 番 2	○
3	真栄産業(株)※	都城市神之山町 4824 番地	○
4	九州北清(株)※	小林市大字東方字山ノ口原 4066-15	○
5	オーシャンクリーン(株)※	日向市大字平岩字楠群 4978-27	○
6	日向環境(株)	日向市大字平岩 3987 番地 28	○
施設数 6			検体数 6

注) ※は廃棄物処理法許可対象施設

令和7年度 産業廃棄物管理型最終処分場に係るダイオキシン類検査業務対象施設一覧

No.	設置者名	設置場所	放流水	地下水
1	王子製紙(株)日南工場D※	日南市大字隈谷字川北乙1346-2	○	○
2	(株)イー・アール・シー高城※	都城市高城町四家831番地5	○	○
3	東ソー日向(株)※	日向市船場町1番地	○	○
施設数 3			検体数 6	

注) ※は廃棄物処理法許可対象施設

4 検査試料採取時期

委託期間で、別途甲が指定するものとする。

5 検査件数

排出ガス（6件）、放流水（3件）、地下水（3件）

6 採取及び検査方法

(1) 排出ガス

「日本工業規格K0311」及び「ダイオキシン類の濃度の算出方法(平成12年1月14日厚生省告示第7号)」に準拠するものとする。

(2) 放流水及び地下水

最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法を定める件(平成12年1月14日環境庁・厚生省告示第1号)に準拠するものとする。

(3) 試料採取には甲が立ち会うものとする。

(4) その他

ア 排出ガス中のダイオキシン類濃度を算出する場合、検査対象施設の設置者により測定されている酸素等のデータと十分に照合するものとする。

イ 排出ガスは複数回以上検査を行う場合があるので、採取量及び検査使用量を十分に考慮するものとする。

ウ 雨天時においても試料採取を行うものとする。

7 検査結果

(1) 検査結果に係る速報値は速やかに甲に報告するものとする。

(2) (1)のうち速報値が基準値を上回るものについては、直ちに計量証明書を提出するものとする。